

判 決 要 旨

1 判決日、時間、法廷

令和4年3月23日午後3時 103号法廷

2 事件番号

平成30年(ワ)第26750号 北朝鮮帰国事業損害賠償請求事件

3 担当部及び裁判官

民事第5部

五十嵐章裕(裁判長)、崇島誠二、中根佑一朗

4 当事者

原告 川崎栄子、榊原洋子、高政美、齋藤博子、石川学

被告 朝鮮民主主義人民共和国

5 請求

被告は、原告らに対し、それぞれ1億円及びこれに対する令和3年9月29日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

※原告一人当たり1億円、総額5億円の支払を求めるもの。

6 主文

- (1) 本件訴えのうち別紙訴え却下目録記載部分に係る訴えをいずれも却下する。
- (2) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

7 事実及び理由の要旨

(1) 事案の概要

昭和34年から昭和59年までの間に、本邦に居住していた在日朝鮮人及びその配偶者らを対象として、朝鮮民主主義人民共和国(以下、地域として称する場合には単に「北朝鮮」ということがある。)への集団帰国を推進する、いわゆる北朝鮮帰国事業(以下「帰国事業」という。)が実施された。

本件は、①原告らが、被告は、帰国事業において北朝鮮が地上の樂園であるなどと虚偽の宣伝を行って北朝鮮への渡航を勧誘し、それに応じて昭和35年

から昭和47年までに北朝鮮に渡航した原告らを北朝鮮内に留め置いた行為が国家誘拐行為であって原告らの移動の自由等を侵害したものであるなどと主張する（以下「本件不法行為1」という。）とともに、②原告川崎が、被告が北朝鮮内に居住する原告川崎の家族が北朝鮮から出国することを妨害し続けている行為が原告川崎の家族と面会交流する権利を侵害するものであると主張して（以下「本件不法行為2」という。）、被告に対し、不法行為に基づき、原告一人当たり慰謝料1億円及びこれに対する令和3年9月29日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下「改正前民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

(2) 主な事実経過

- ①昭和30年5月25日 在日本朝鮮人総联合会（朝鮮総連）結成
- ②昭和34年8月13日 「日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定」締結
- ③同年12月16日 第一次帰国者が北朝鮮へ帰国
- ④昭和35年 原告川崎 北朝鮮へ帰国
- ⑤昭和36年 原告榊原、原告齋藤 北朝鮮へ帰国
- ⑥昭和38年 原告高 北朝鮮へ帰国
- ⑦昭和47年 原告石川 北朝鮮へ帰国
- ⑧昭和59年7月25日 帰国事業に基づく最後の帰国
- ⑨平成13年 原告齋藤、原告石川 脱北 原告齋藤 日本に入国
- ⑩平成14年 原告石川 日本に入国
- ⑪平成15年 原告川崎、原告榊原、原告高 脱北
- ⑫遅くとも平成16年 原告榊原 日本に入国
- ⑬平成17年 原告川崎、原告高 日本に入国
- ⑭平成30年8月20日 本訴提起

(3) 判断を要する点

- ア 本件訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するか否か
- イ 被告が我が国の民事裁判権から免除されるか否か
- ウ 本件不法行為1のうち勧誘行為に係る準拠法
- エ 本件不法行為1のうち勧誘行為に係る損害賠償請求の可否

(4) 判断の要旨

- ア 本件訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するか否かについて

(ア) 総論

民訴法3条の3第8号にいう「不法行為があった地」とは、加害行為そのものが行われた地（以下「加害行為地」という。）と加害行為によって惹起された結果が発生した地（以下「結果発生地」という。）の双方を含むと解される。

また、日本国内に住所等を有しない被告に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟につき、「不法行為があった地」が日本国内にあるとして日本の裁判所の管轄権を肯定するためには、原則として、被告がした行為によって原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明される必要があると解される。

(イ) 本件不法行為1について

原告らは、被告が、社会主義体制の優位性を示すといった政治的目的及び労働力の確保や技術の導入といった経済的目的の下、朝鮮総連と共に又は朝鮮総連を通じて、日本国内において、被告は全ての権利が保障された地上の楽園であるなどと虚偽の勧誘をし（勧誘行為）、原告らをして錯誤に陥らせて北朝鮮へ帰国させ、北朝鮮へ帰国した原告らを北朝鮮内に留置し（留置行為）、もって原告らの居住場所及びそれに伴う国家体制を自ら選択する権利を侵害したとして、本件不法行為1が一体の継続的不法行為であると主張する。そして、本件不法行為1の加害行為地は本邦であるか

ら、本件不法行為1に係る訴えの管轄権が日本の裁判所にあると主張する。

(ウ) 勧誘行為について

本件不法行為1のうち、勧誘行為については、被告が、朝鮮総連と共に、又は、朝鮮総連を通じて、北朝鮮の状況について事実と異なる宣伝による勧誘を行ったことにより、原告らが北朝鮮の状況について誤信し、北朝鮮に渡航するとの決断をしたという客観的事実関係が認められる。

そして、上記勧誘行為の行為地は、本邦であると認められることからすれば、原告らが、被告に対し、被告が上記勧誘行為に及んだことによって原告らの居住場所及びそれに伴う国家体制を自ら選択する権利を侵害したとして不法行為に基づき損害賠償金の支払を求める訴えについては、日本の裁判所が管轄権を有するといえる。

(エ) 留置行為について

a 本件不法行為1のうち、留置行為については、その態様からして当該行為自体の加害行為地及び結果発生地が北朝鮮であるといえるから、民訴法3条の3第8号に基づき日本の裁判所に管轄権が認められるのは、勧誘行為と一連一体の不法行為とみることができる場合に限られる。

そうであるところ、留置行為は、本邦において行われた勧誘行為の終了後、北朝鮮において約29年ないし43年の長期にわたって継続して行われたものであることから、勧誘行為とは時期及び場所を異にし、その態様も、北朝鮮に帰国した原告らを継続的に北朝鮮内に留め置いて原告らの出国の自由に制限を加えるもので、原告らに対して帰国の意思決定を仕向ける行為である勧誘行為とは明らかに異なる。また、被告は、帰国事業による帰国者に限らず、北朝鮮内において生活する国民一般の出国を原則として禁止していたと認められるところ、原告らに対する留置行為がかかる被告の国民一般に対してとられていた措置とは異なる性質のものであったことをうかがわせる事情は見当たらない。そして、帰

国事業における被告の主要な目的は、社会主義体制の優位性を誇示することや労働力の補充にあったものと認められるところ、その帰国事業も昭和59年に終了していることや、その後の北朝鮮国内外の情勢の変化等に照らすと、原告らに対する留置行為が、帰国事業による帰国を原因として開始したことを踏まえても、上記のような帰国事業の目的の下で継続的に行われたものと認めることは困難である。

そうすると、勧誘行為と留置行為とは、時期、場所、態様及び目的を異にしており、これらを一連一体の不法行為とみるべき事情があるということとはできず、留置行為については、民訴法3条の3第8号に基づき日本の裁判所に管轄権があるとは認められない。

- b なお、原告らは、留置行為について、国際裁判管轄の消極的抵触から生じる裁判の拒絶を回避するために例外的に認められる、いわゆる緊急管轄により、日本の裁判所に管轄権が認められるべきである旨主張する。

しかしながら、我が国の民訴法上、上記のような場合について管轄権を有する旨の規定は存在しない。当事者間の衡平等といった条理に従い管轄権の有無を検討するとしても、上記aで説示したところによれば、留置行為は、勧誘行為とは別個の行為であって、被告が自国民一般に対して行った出国制限の一環であると認められ、かつ、留置行為がされた地及びその行為により結果が発生した地のいずれも北朝鮮であることからすれば、日本の裁判所の管轄権を肯定しなければならない程度に上記行為と本邦との間に関連性があるということとはできない。このことに加え、事実上、北朝鮮の裁判所において訴えを提起することができない旨の原告らの主張を前提としても、留置行為について、日本以外の裁判所が管轄権を有しないと認めるに足る証拠もないことからすれば、同行為について、日本の裁判所に管轄権を認めるべき事情があるということとはできない。

よって、この点に係る原告らの主張は採用できない。

したがって、本件不法行為1のうち留置行為に係る訴えは、日本の裁判所が管轄権を有しないから、不適法である。

(㉒) 本件不法行為2について

原告川崎は、被告が原告川崎の子らに対して出国を妨害し続けるために原告川崎が同人の子らと面会交流する権利が侵害されたのであるから、上記出国妨害行為の結果発生地は、原告川崎の所在地である本邦であると主張する。

民訴法3条の3第8号が「不法行為があった地」を管轄原因とする趣旨からすれば、同号における結果発生地とは、当該不法行為における直接の結果が発生した地をいうと解される。そうであるところ、被告による上記行為は、被告が、政策として、北朝鮮内で生活する自国民に対して出国の自由を制限するというものであって、これによって直接侵害されるのは北朝鮮から出国することができない原告川崎の子らの権利である。被告の出国妨害行為により原告川崎が同人の子らとの面会交流の機会が妨げられているとしても、被告による上記行為の性質に照らせば、それは原告川崎の子らが出国することができないという結果から派生して生じたものといわざるを得ない。

したがって、原告川崎の所在地である本邦が結果発生地に当たるということはできず、本件不法行為2については、民訴法3条の3第8号に基づき日本の裁判所が管轄権を有するとは認められない。

以上に加え、上記(エ)bで説示したとおり、いわゆる緊急管轄を肯定すべきとの主張も採用することができないことからすれば、本件不法行為2に係る訴えは、日本の裁判所が管轄権を有しないから、不適法である。

イ 被告が我が国の民事裁判権から免除されるか否かについて

主権平等の原則が妥当するのは、ある国家を承認した国家と同国家に承認

された国家との間においてのみであると考えられること、及び、いわゆる未承認国に対して当然に民事裁判権からの免除を享受するとの国家実行が成立しているとは認められないことに照らせば、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律2条1号にいう「国」には、未承認国を含まないと解するのが相当である。

よって、被告は、対外国民事裁判権法2条1号にいう「国」に該当しないから、同法4条に基づき我が国の民事裁判権から免除されることはない。

また、他に本件について被告を我が国の民事裁判権から免除すべき事由があるとは認められないから、本件不法行為1のうち勧誘行為に係る訴えについて、被告は、我が国の民事裁判権から免除されない。

ウ 本件不法行為1のうち勧誘行為に係る準拠法について

勧誘行為の結果である原告らの主張に係る自己決定権の侵害という結果は、遅くとも帰国船に乗った時点（昭和35年から昭和47年まで）で確定的に生じたといえることができることから、法例11条1項により準拠法を決すべきこととなる。

同項は、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力について、「其原因タル事実ノ発生シタル地」の法律によると規定する。そうであるところ、上述のとおり、原告らの主張に係る自己決定権の侵害という結果は、遅くとも帰国船に乗った時点で確定的に生じたといえることからすれば、その結果は本邦で発生したといえ、「其原因タル事実ノ発生シタル地」は本邦であると認められる。

したがって、勧誘行為については、日本法が準拠法となる。

エ 本件不法行為1のうち勧誘行為に係る損害賠償請求の可否について

(ア) 改正前民法724条後段の規定は、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、不法行為による損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合には、裁判所は、当事者からの主張がなく

ても、除斥期間の経過により上記請求権が消滅したものと判断すべきである。

もつとも、加害者の行為によって、被害者が20年を経過する前に不法行為に基づく損害賠償請求権をおよそ行使し得ない場合にあって、被害者において同請求権を行使し得ない事情が解消してから一定の合理的な期間内に同請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条1項、160条及び改正前民法161条の法意に照らし、改正前民法724条後段の効果が生じない場合があると解される。

(イ) 前記(2)のとおり、被告による勧誘行為から本件訴えの提起までの間には、約46年ないし58年が経過しており、既に改正前民法724条後段所定の期間が経過していることになる。

上記の期間のうち、原告らが北朝鮮に帰国してから同所を脱出するまでの期間においては、勧誘行為の不法行為による損害賠償請求権を行使し得ない状況にあったといえることができる。しかしながら、原告らが本邦に入国してから生活基盤を整えるために必要な期間が経過した後は、原告らが被告に対して損害賠償請求権を行使し得ない状況は解消されたものといえるところ、原告らの本邦への入国から本件訴えの提起までには約13年ないし17年が経過しており、その間に上記損害賠償請求権の行使の可否に影響を及ぼすような事情の変更があったことはいかなる理由によっても認められず、改正前民法724条後段の効果が発生を妨げる特段の事情があったと認めることはできない。

したがって、本件不法行為1のうち勧誘行為に係る損害賠償請求権は、改正前民法724条後段に規定する除斥期間の経過により当然に消滅した。

(ウ) よって、本件不法行為1のうち勧誘行為に係る請求は、理由がない。

以上

(別紙)

訴え却下目録

- 1 原告らが、被告に対し、被告が原告らを被告国内に強制的に留置した行為によって原告らの居住場所及びそれに伴う国家体制を自ら選択する権利を侵害したとして不法行為に基づき損害賠償金の支払を求める訴え。
- 2 原告川崎栄子が、被告に対し、被告が原告川崎栄子の子らの出国を妨害したことによって原告川崎栄子が同人の子らと面会し交流する権利を侵害したとして不法行為に基づき損害賠償金の支払を求める訴え。

以 上